

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔法 律〕

〔目 次〕

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (二三)
- 國際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律 (二四)
- 特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一八二)
- 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通五七)
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件 (財務・農林水産八)

〔政 令〕

- 〔省 令〕
- 〔法規的告示〕
- 〔その他告示〕

- | | | | | | |
|--|---|----------------------------------|---|---------------------------|---|
| 三 | 三 | 三 | 二 | 一 | 四 |
| ○ 農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同六四三) | ○ 農業經營基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同六四四) | ○ 漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件 (同六四二) | ○ 國際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律 (二四) | ○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (二三) | ○ 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件 (同九) |

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------------------------|--|
| 七 | 六 | 六 | 五 | 四 |
| 告 (参議院事務局) | 〔官 府 報 告〕 | 〔人事異動〕 | ○ 道路に関する件
(中部地方整備局六二、六三) | ○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件 (防衛九七) |
| 〔官 府 報 告〕 | 〔官 府 報 告〕 | 〔国会事項〕 | ○ 道路に関する件
(北陸地方整備局一九、二二) | ○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件 (防衛九七) |
| 〔官 府 報 告〕 | 〔官 府 報 告〕 | 〔官 府 報 告〕 | ○ 道路に関する件
(九州地方整備局七七、七八) | ○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件 (防衛九七) |
| 〔官 府 報 告〕 | 〔官 府 報 告〕 | 〔官 府 報 告〕 | ○ 道路に関する件
(中部地方整備局六二、六三) | ○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件 (防衛九七) |
| 〔官 府 報 告〕 | 〔官 府 報 告〕 | 〔官 府 報 告〕 | ○ 道路に関する件
(北陸地方整備局一九、二二) | ○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件 (防衛九七) |

官 府 報 告	〔公 告〕
裁判所 公示送達関係	〔公 告〕
相続、公示催告、失踪、除権決定、 破産、再生関係	〔公 告〕
会社その他	〔公 告〕
官 府 報 告	〔公 告〕

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

法 律

債整理基金特別会計の経理の対象となる国債として、政府が米州投資公社に対し出資する国債を追加することとした。(第四〇条関係)

この政令は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の施行

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

- 1 裁判官以外の裁判所の職員の員数を四七人減少することとした。(第二条関係)
- 2 この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

令和七年四月十八日

御名 御璽

内閣総理大臣 石破茂

- ◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (法律第二三号) (法務省)
- 1 裁判官の員数を四七人減少することとした。(第二条関係)
- 2 この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

裁判所職員定員法 (昭和二十六年法律第五十三号) の一部を次のように改正する。

第一条中「二万七百十三人」を「三万六千六十六人」に改める。

この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣 鈴木馨祐
内閣総理大臣 石破茂

- ◇国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律 (法律第二四号) (財務省)

- 一 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正関係 (第一条関係)

- 二 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正関係 (第二条関係)

- 三 国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、四、六四一億五、七五〇万円の範囲内において出資することができる

- こととした。(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律第二条関係)

- 二 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正関係 (第二条関係)

- 1 政府は、米州投資公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を、国債で出資することができるることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準することとした。(米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律第二条関係)

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。この法律は、公布の日から施行することとした。

- 三 この法律は、公布の日から施行することとした。

- ◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第一八一号) (財務省)
- 1 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国

- 2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。
- 第二条 政府は、前条第二項の規定により米州投資公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。
- 2 本則を第一条とし、同条に見出しとして「(出資額)」を付し、本則に次の二条を加える。
- (国債による出資等)
- 第二条 政府は、前条第二項の規定により米州投資公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。
- 2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

法律第二三号

法律第二四号

内閣総理大臣 石破茂

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十九号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「米州投資公社」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第三条 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項（他業の禁止）の規定にかかわらず、米州投資公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

政
令

財務大臣 加藤 勝信	内閣総理大臣 石破 茂
内閣総理大臣 石破 茂	

御名 御璽
令和七年四月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百八十一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十三号）第三十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号中ヲをワとし、ルヲヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

又 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）第二条第二項

附 則
この政令は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二百四号）の施行の日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 石破 茂

省
令

○国土交通省令第五十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十八条の三第一項を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
(道路運送車両法施行規則の一部改正)
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（封印の取付けの委託の申請） 第十二条 法第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該委託を受けようとする区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長）に提出しなければならない。 一～三 （略） 2 （略）	（封印の取付けの委託の申請） 第十二条 法第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。 一～三 （略） 2 （略）
この省令は、令和七年四月十八日から施行する。	この省令は、令和七年四月十八日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

財務大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改
正
後

改
正
前

一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。	一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年八分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とする。
--	---

二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかるらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

			償還期限	利 率
償還期限	利 率		償還期限	利 率
六年以下	年一分三厘五毛	年一分六厘五毛	八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
六年を超える八年以下	年一分二厘五毛	年一分八厘五毛	九年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分九厘	十年を超える十三年以下	年一分六厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分七厘五毛	十一年を超える十三年以下	年一分四厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分八厘五毛	十二年を超える十四年以下	年一分三厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分九厘	十三年を超える十五年以下	年一分二厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分七厘五毛	十四年を超える十六年以下	年一分一厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分九厘	十五年を超える十七年以下	年一分八厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分七厘	十六年を超える二年以下	年一分二厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分九厘	十七年を超える三十五年以下	年一分八厘五毛
	年一分二厘五毛	年一分九厘		十八年を超える三十年以下

以下	八年を超え八年以下	六年を超え六年以下	六年以下
以下	年一分五厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛
以下	年一分四厘五毛	年一分二厘五毛	年一分一厘五毛
以下	年一分六厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛

以下	八年を超え八年以下	六年を超え六年以下	六年以下
以下	年一分五厘五毛	年一分三厘五毛	年一分一厘五毛
以下	年一分四厘五毛	年一分二厘五毛	年一分二厘五毛
以下	年一分六厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛

以下	八年を超え八年以下	六年を超え六年以下	六年以下
以下	年一分五厘五毛	年一分三厘五毛	年一分一厘五毛
以下	年一分四厘五毛	年一分二厘五毛	年一分二厘五毛
以下	年一分六厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛

以下	八年を超え八年以下	六年を超え六年以下	六年以下
以下	年一分五厘五毛	年一分三厘五毛	年一分一厘五毛
以下	年一分四厘五毛	年一分二厘五毛	年一分二厘五毛
以下	年一分六厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかるらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

以下	十五年を超える十七年以下	十三年を超える十五年以下	十年を超える二年以下	七年を超える二十五年以下	四年を超える二年以下	一年以下
以下	年一分八厘五毛	年一分七厘五毛	年一分四厘五毛	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘
以下	年一分九厘	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘
以下	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかるらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

以下	十五年を超える二年以下	十二年を超える二年以下	九年を超える二年以下	七年を超える二年以下	四年を超える二年以下	一年以下
以下	年一分八厘五毛	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘
以下	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘
以下	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘

2 1 この告示は、公布の日から施行する。

2 2 この告示の施行前に成立してある農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

附 則

改	正	後	改	正	前	新設
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。					（新設）

○農林水産省告示第十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改 正 後		改 正 前	
	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。	財務大臣 加藤 勝信	農林水産大臣 江藤 拓

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第一条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改 正 後		改 正 前	
	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分七厘以内となる資金にあつては、年二分九厘五毛とする。	農林水産大臣 江藤 拓	農林水産大臣 江藤 拓

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十二号

漁業近代化資金融通法（昭和四十年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第七条	(貸付利率の上限)		(貸付利率の上限)	
	法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。
一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	年一分九厘	年一分九厘	年一分七厘	年一分七厘
二 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	年一分九厘	年一分九厘	年一分七厘	年一分七厘

五 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの		三 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	
	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘
年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘

五 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの		四 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	
	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘
年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘	年一分七厘

六 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
七 令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分九厘
八 令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分九厘
九 令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分九厘
十 令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
十一 令第二条の表の第七号に掲げる資金（うち漁業協同組合等に貸し付けられるもの）	年一分九厘
十二 令第二条の表の第七号に掲げる資金（うち漁業協同組合等に貸し付けられるもの）	年一分九厘
十三 令第二条の表の第七号に掲げる資金（うち漁業協同組合等に貸し付けられるもの）	年一分九厘
四 改 正 後	改 正 前
五 改 正 前	改 正 後
六 改 正 後	改 正 前
七 改 正 前	改 正 後
八 改 正 後	改 正 前
九 改 正 前	改 正 後
十 改 正 後	改 正 前
十一 改 正 前	改 正 後
十二 改 正 後	改 正 前
十三 改 正 前	改 正 後

1 この告示は、公布の日から施行する。
 2 この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十三号
 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。
 令和七年四月十八日
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。

改 正 後

改 正 前

○農林水産省告示第六百四十五号
 農業経営基盤強化促進法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年一月一日から同年三月三十一日までの期間（黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種について、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間）に係る平均売買価格を次のとおり告示する。
 令和七年四月十八日
 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年一月一日から同年三月三十一日までの期間（黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種について、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間）に係る平均売買価格を次のとおり告示する。
 令和七年四月十八日
 農林水産大臣 江藤 拓
 黒毛和種 品種
 平均売買価格（消費税額分を含む。）
 一頭につき、六七〇、七〇〇円
 一頭につき、五八九、七〇〇円
 一頭につき、二七八、一〇〇円
 一頭につき、二〇五、二〇〇円
 一頭につき、三八九、四〇〇円
 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。

そ の 他 告 示

○総務省告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十八日

一 名 称 令和七年度国連三角パートナーシップ・プログラム（国連ＴＰＰ）派遣部隊

二 国 外 派 遣 期 間 令和七年四月十九日から令和七年六月二十二日まで

三 派 遣 人 数（概数） 二十人程度

四 派 遣 地 域 カンボジア王国

○農林水産省告示第六百四十九号
 農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。
 ○農林水産省告示第六百四十九号
 農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

○農林水産省告示第六百四十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣 江藤 拓

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
 2 この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

<p>質問主意書転送 四月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。 石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書(福島みずほ提出)(第九五号)</p> <p>法律公布奏上及び通知 四月十六日次の法律の公布を奏上し、その臣衆議院に通知した。</p> <p>港湾法等の一部を改正する法律 日本國の自衛隊と我が國以外の締約國の軍隊との間ににおける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が國以外の締約國との間の協定の実施に関する法律</p>

内閣	
國務大臣	武藤 容治
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣(經濟財政政策)事務代理を命ずる(四月十六日)	
法務省	
(水戸地方検察官検事) 検事 野村ちづみ	福岡地方検察官検事に配置換する(四月十五日)

<p>官 告 報</p> <p>官 庁 事 項</p> <p>北陸地方整備局公示 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。したがって、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。</p> <p>その関係面は、令和七年四月十八日から一週間一般の縦覧に供する。</p> <p>令和七年四月十八日</p> <p>(一) 道路の種類 一般国道</p> <p>(二) 路線名 二十二号</p> <p>(三) 占用を制限する区域 区 域 豊川市御津町地先から蒲郡市清田町地先まで</p> <p>備 考</p>	<p>(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p> <p>流域水害対策計画を令和七年三月二十八日に定めたので、同条第10項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年5月14日国土交通省令第64号)第2条の規定に基づき、公表する。</p> <p>九州地方整備局長 森田 康夫</p> <p>(本文省略)</p> <p>その関係図書は、九州地方整備局及び武雄河川事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>固 指 試 錄</p> <p>令和7年参議院事務局職員採用試験公告 令和7年参議院事務局職員採用試験について次のとおり告白する。</p> <p>令和7年4月18日 参議院事務局</p> <p>1 試験の名称</p> <p>(1) 参議院事務局職員採用一般職試験</p> <p>(2) 参議院事務局職員採用専門職(衛視)試験</p> <p>2 採用予定期間</p> <p>(1) 一般職試験 若干名</p> <p>(2) 専門職(衛視)試験 若干名</p> <p>3 採用予定期日 令和8年4月1日</p> <p>4 一般職試験</p> <p>(1) 初任給 行政職給料表(→)1級5号給</p> <p>(2) 受験資格 平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者</p> <p>② 参議院事務局が①に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第2条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。</p> <p>(3) 第1次試験</p> <p>① 実施日 令和7年8月17日(日)</p> <p>② 試験地 東京都</p> <p>③ 内容</p> <p>(イ) 基礎能力試験(多肢選択式)</p> <p>(ロ) 一般常識試験(短文記述式)</p> <p>(ハ) 作文</p> <p>(ニ) 事務適性試験</p> <p>④ 合格者発表 令和7年8月29日(金)</p> <p>参議院ホームページで発表する。</p> <p>合格者にはインターネットで通知する。</p> <p>(4) 初任給 議院警察職給料表1級3号給</p> <p>(2) 受験資格 平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者</p> <p>② 参議院事務局が①に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第2条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。</p> <p>(3) 第1次試験</p> <p>① 実施日 令和7年8月17日(日)</p> <p>② 試験地 東京都</p> <p>③ 内容</p> <p>(イ) 基礎能力試験(多肢選択式)</p> <p>(ロ) 一般常識試験(短文記述式)</p> <p>(ハ) 作文</p> <p>④ 合格者発表 令和7年8月29日(金)</p> <p>参議院ホームページで発表する。</p> <p>合格者にはインターネットで通知する。</p>
---	---

(4) 第2次試験…第1次試験合格者に対して行う。
 ① 実施日 令和7年9月中旬以降のいずれか指定する日
 ② 試験地 東京都
 ③ 内容
 (イ) 人物試験（個別面接）
 なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
 (ロ) 基礎体力検査
 (ハ) 身体検査
 (5) 最終合格者発表 令和7年10月31日（金）以降各人に合否を郵便その他適切な方法で通知する。

6 採用候補者名簿及び採用方法 採用候補者名簿を作成し、採用は名簿に記載された者の中から行う。

7 受験申込手続
 (1) 申込方法及び受付期間 申込みはインターネットにより行うこと。申込みの詳細は、参議院ホームページに掲載する。

申込受付期間は以下のとおりとする。
 ○一般職試験 令和7年6月26日（木）から7月10日（木）まで（受信有効）
 ○専門職（衛視）試験 令和7年6月26日（木）から7月10日（木）まで（受信有効）
 (2) その他
 ○問合せ先 参議院事務局庶務部人事課任用係 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館（東棟）3階 TEL 03-5521-7492
 ○受験に際し、車いす等を使用する者、又は、身体に障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
 ○一般職試験及び専門職（衛視）試験の両方に申込みをした場合は、いずれの試験も受験できなくなるので注意すること。
 ○試験の詳細については、別に作成している募集要項、参議院ホームページを参照すること。

territory of the 2nd kilometer of Okulovka-Kulotino highway, house 1, building 2, room 19, Okulovsky District RU-174350 Novgorod Region (RU)
 Beregovoy proezd, 5, korp. 1, kv. 194 RU-121087 Moscow (RU)
 ドイツ連邦共和国 デ-77866 レイナウ ロベルト-ボッシューシュトラーセ7
 中華人民共和国上海市青浦区朱家角鎮康業路6号1-5C区216室
 Limited Company "SPLAT GLOBAL"
 Romanova Olga Aleksandrovna 国際登録番号 1720073 拒絶査定の謄本
 取消2024-300446 請求書副本の送達通知
 平令和成（上海）工貿有限公司 取消2024-300782 請求書副本の送達通知

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年4月18日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第30199号

東京都板橋区若木2丁目12番10号

申立人 椎名 正幸

本籍茨城県水戸市見和2丁目556番地25、最後の住所茨城県水戸市見和2丁目556番地の25、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和6年1月4日、出生の場所千葉県銚子市、出生年月日昭和10年9月3日、職業無職

被相続人 亡 椎名 宏行

茨城県水戸市大町3丁目1番24号はばたきビル弁護士法人水戸翔合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三村悠紀子

催告期間満了日 令和7年11月10日

水戸家庭裁判所

令和7年（家）第29号

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

申立人 東松山市

本籍埼玉県東松山市松葉町1丁目964番地1、最後の住所埼玉県東松山市松葉町1丁目5番18号、死亡の場所埼玉県東松山市、死亡年月日平成26年12月1日、出生の場所埼玉県比企郡野本村、出生年月日昭和14年10月18日、職業自営業

被相続人 亡 小野 幹夫

事務所埼玉県東松山市箭弓町2丁目13番6号 横木ビル2階 山下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 紀久

催告期間満了日 令和7年11月6日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

特許庁長官

令和7年（家）第30065号

新潟県上越市板倉区南中島757番地1

申立人 小川 義治

本籍千葉県市原市青葉台5丁目11番地21、最後の住所千葉県市原市青葉台5丁目11番地の21、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和6年12月20日、出生の場所愛知県名古屋市南区、出生年月日昭和30年6月2日、職業無職

被相続人 亡 千賀 佳子

事務所千葉市中央区中央3丁目9番16号大樹生命千葉中央ビル8階 千葉市民協同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲富 彰

催告期間満了日 令和7年11月27日

千葉家庭裁判所

令和6年（家）第30374号

千葉県市川市市川3丁目27-16

申立人 ライオンズマンション国府台管理組合
 本籍千葉県市川市市川3丁目3148番地、最後の住所千葉県松戸市高塚新田631番地の114信合松戸202B号、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日平成26年9月29日、出生の場所東京府東京市江戸川区、出生年月日昭和17年7月10日、職業不明

被相続人 亡 宇田川昭夫

事務所千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル5階 ときわ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白石 知江

催告期間満了日 令和7年11月25日

千葉家庭裁判所松戸支部



詔書項

公示送達

特許法第191条第1項（実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者

送達する書類

住 所	氏 名	事 件 の 表 示	書 類 の 名
福岡県福岡市中央区清川3丁目12-1-317 福岡リバーキャッスル	会社名志皇	商願2024-028267	出願却下の処分の謄本
福岡県福岡市中央区清川3丁目12-1-317	ペレーナ志皇 アトミズ リニ タカシマ	商願2024-049741	出願却下の処分の謄本
福岡県福岡市中央区清川3丁目12-1-317	株式会社日本企画	商願2024-015215	登録査定の謄本
茨城県古河市古河504-10	遠藤 仁一	実3216886	納付書補充指令書（年金）
東京都大田区中馬込3-15-20 コーポ光和202	鈴木 康平	商願2024-039614	登録査定の謄本
高知県高知市朝倉戸1438-4	西内 秀雄	特願2020-210784	拒絶査定の謄本
3 Hacarmel St. Yoqne'am Illit (IL)	DATUMATE LTD.	国際登録番号 1690866	拒絶査定の謄本
5A HaYarkon St., 5120155 Bnei Brak (IL)	UNKJD LTD	国際登録番号 1711537	拒絶査定の謄本

令和6年(家)第30390号
東京都中央区勝どき5-3-1-1121号
申立人 柳田 早苗
本籍千葉県柏市柏7丁目685番地、最後の住所千葉県柏市西原7丁目6番1号 初石病院、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和6年9月21日、出生の場所東京市向島区、出生年月日昭和10年4月30日、職業無職
被相続人 亡 黒須 ちよ
事務所千葉県柏市末広町5-16 エスパス柏5階G 弁護士法人やがしら支所柏リバティ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 稲田 翔平
催告期間満了日 令和7年11月25日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第9号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表者代表取締役 土屋 太郎
本籍青森県青森市橋本1丁目95番地、最後の住所千葉県香取市みずほ台1丁目1番地95、死亡の場所千葉県八街市、死亡年月日令和5年4月17日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和22年3月7日、職業不明
被相続人 亡 平井 正隆
事務所千葉市中央区中央2丁目9番20号三利ビル8階 豊田・大杉総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大杉 洋平
催告期間満了日 令和7年11月14日
千葉家庭裁判所佐原支部

令和7年(家)第30045号
千葉市中央区富士見1丁目11番11号
申立人 株式会社京葉銀行
本籍千葉県船橋市大穴北3丁目245番地272、最後の住所千葉県船橋市大穴北3丁目25番21号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和2年2月17日、出生の場所東京都西多摩郡瑞穂町、出生年月日昭和23年6月28日、職業不明
被相続人 亡 清水 松男
事務所千葉県船橋市湊町2丁目1番8号 幸福ビル5階 すずらん法律事務所
相続財産清算人 弁護士 久常 雅世
催告期間満了日 令和7年11月28日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和6年(家)第73465号
大阪府東大阪市花園西町2丁目2番5号
申立人 笠松三千男
本籍東京都大田区西糀谷3丁目72番地、最後の住所東京都大田区西糀谷2丁目13番8号、死亡の場所神奈川県秦野市、死亡年月日令和5年10月30日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和37年6月2日、職業不明
被相続人 亡 関 正忠
事務所東京都港区新橋1丁目16番4号 りそな新橋ビル8階リーガルキュレート総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 肇
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第73522号
千葉県八街市八街ほ173番地10
申立人 錦田 榮子
本籍青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町187番地1、最後の住所東京都豊島区駒込1丁目31番3-303号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年11月2日、出生の場所青森県西津軽郡岩崎村、出生年月日昭和29年10月7日、職業無職
被相続人 亡 阿部裕美子
事務所東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町秋山ビルディング9階 篠崎総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 篠崎 正巳
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70070号
東京都足立区千住旭町35番16号ヒラバヤシビル3階 恵光法律事務所
申立人 吉川 拓威
本籍東京都北区神谷2丁目49番地、最後の住所東京都北区神谷2丁目44番11-410号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年8月7日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和38年2月21日、職業不詳
被相続人 亡 高野 裕二
事務所東京都中央区八丁堀3丁目25番8号八丁堀陽光ビル6階 松本総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本佐弥香
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70226号
山形県天童市長岡北3丁目7番8号
申立人 土屋 恵子
本籍山形県山形市本町2丁目72番地、最後の住所東京都板橋区蓮沼町6番5号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年12月5日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和29年5月26日、職業不明
被相続人 亡 石原 幸子
事務所東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル5階芝綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 工藤 英知
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70262号
東京都中央区銀座1丁目8番21号 第21中央ビル6階 土屋総合法律事務所
申立人 中村 仁志
本籍東京都大田区東雪谷2丁目367番地、最後の住所東京都世田谷区桜上水5丁目28番3-202号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年10月15日、出生の場所東京都大森区、出生年月日昭和18年9月20日、職業無職
被相続人 亡 佐多 康子
事務所東京都中央区銀座1丁目8番21号第21中央ビル6階 土屋総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中村 仁志
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70521号
東京都世田谷区世田谷2-25-16
申立人 中銀第2世田谷マンション管理組合
本籍神奈川県相模原市緑区町屋1丁目19番、最後の住所神奈川県相模原市中央区宮下2丁目10番16-503号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和3年2月9日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和39年7月26日、職業無職
被相続人 亡 中原 章
事務所東京都中央区日本橋茅場町3丁目13番3号 興和日本橋ビル2階 倉持法律事務所
相続財産清算人 弁護士 倉持 政勝
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第7042号
東京都港区南麻布1丁目3番2号
申立人 株式会社Pinc
本籍石川県小松市下栗津町い6番地4、最後の住所川崎市麻生区百合丘2丁目19番地8鈴木ハイツ 101、死亡の場所神奈川県川崎市麻生区、死亡年月日平成27年7月23日、出生の場所石川県小松市、出生年月日平成7年3月9日、職業自営業
被相続人 亡 溝口 達
川崎市川崎区砂子1丁目5番地4市川ビル3D川崎相続遺言法律事務所
相続財産清算人 弁護士 勝本 広太
催告期間満了日 令和7年11月4日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第3010号
神奈川県小田原市荻窪300番地
申立人 小田原市
本籍神奈川県小田原市南板橋2丁目240番地4、最後の住所神奈川県小田原市南板橋2丁目240番地の4、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和6年1月15日、出生の場所茨城県西茨城郡友部町、出生年月日昭和47年8月3日、職業不詳
被相続人 亡 川村 雅則
事務所神奈川県小田原市本町2丁目2番16号 陽輪台小田原2階209号室 三川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松浦加代子
催告期間満了日 令和7年11月10日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和6年(家)第7229号
神奈川県相模原市中央区宮下2-10-16
申立人 リバティーヒルズ橋本管理組合
本籍神奈川県相模原市緑区町屋1丁目19番、最後の住所神奈川県相模原市中央区宮下2丁目10番16-503号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和3年2月9日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和39年7月26日、職業無職
被相続人 亡 長谷川真弓
神奈川県相模原市中央区相模原6丁目22番9号朝日相模原ビル202 弁護士法人田中孝佳法律事務所
相続財産清算人 弁護士 市之瀬龍和
催告期間満了日 令和7年11月19日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第7018号
神奈川県川崎市川崎区大島2-12-13

申立人 内薦 貴子
本籍神奈川県相模原市中央区並木3丁目6253番地110、最後の住所神奈川県相模原市中央区並木3丁目3番22号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日推定令和6年12月13日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和33年3月15日、職業無職
被相続人 亡 上村 博

神奈川県相模原市中央区相模原2丁目1番5号サトウビル5階 法律事務所S
相続財産清算人 弁護士 濑野 陽仁
催告期間満了日 令和7年11月19日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第127号

富山県高岡市東上関430番地
申立人 永野 美江
本籍富山県高岡市福岡町福岡新391番地、最後の住所富山県高岡市中保591番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年4月7日、出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和45年1月16日、職業無職
被相続人 亡 島田 肇

事務所富山県高岡市丸の内2-5アールワン丸の内ビル3階 延野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 延野 俊浩
催告期間満了日 令和7年11月7日

富山家庭裁判所高岡支部
令和7年(家)第180号

富山市新総曲輪1番7号
申立人 富山県
本籍富山県小矢部市埴生1986番地、最後の住所富山県小矢部市埴生1986番地、死亡の場所富山県小矢部市、死亡年月日令和元年10月19日、出生の場所富山県小矢部市、出生年月日昭和40年5月8日、職業無職
被相続人 亡 林 茂則

富山県小矢部市泉町10番9号、事務所富山県小矢部市泉町13番6号
相続財産清算人 司法書士 高山 嘉和
催告期間満了日 令和7年11月28日

富山家庭裁判所高岡支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(火)第1号

愛媛県松山市中野町甲1083番地
申立人 株式会社ムラコ
代表者代表取締役 村上 達哉
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月13日
令和7年3月27日 高松簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 I G 104460
金額 106,260円
支払期日 令和7年5月20日
支払地 香川県高松市
支払場所 株式会社百十四銀行東支店
振出日 令和7年1月20日
振出地 香川県高松市
振出人 株式会社バンドー 代表取締役 坂東 大
受取人 申立人
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第8133号

東京都町田市中町4丁目19番8号
申立人 松本 恵子
本籍東京都新宿区西早稲田3丁目192番地、最後の住所東京都新宿区下落合4丁目3番32号ドミール落合101
不在者 松本 和子
昭和28年9月26日生
届出期間満了日 令和7年7月27日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第8811号

千葉県柏市大島田392-2
申立人 鈴木 清美
本籍東京都三宅島三宅村坪田5034番地、最後の住所東京都三宅島三宅村坪田5034番地
不在者 菊地 晴幸
昭和32年8月20日生
届出期間満了日 令和7年8月1日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9077号

埼玉県白岡市新白岡1丁目23番地6
申立人 高塚千恵子
本籍新潟県新潟市中央区白山浦1丁目424番地、最後の住所不明
不在者 佐藤 義一
昭和2年7月13日生
届出期間満了日 令和7年7月27日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9583号

神奈川県横浜市金沢区六浦2丁目2番12号
申立人 倉多 清美
本籍千葉県勝浦市浜勝浦122番地、最後の住所東京都大田区上池台3丁目42番5号
不在者 吉野 きぬ
明治45年3月9日生
届出期間満了日 令和7年7月28日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9794号

鹿児島県いちき串木野市春日町188番地
申立人 萬造寺 力
本籍鹿児島県いちき串木野市羽島974番地、最後の住所不明
不在者 萬造寺松太郎
明治16年2月15日生
届出期間満了日 令和7年7月27日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第2123号

千葉県船橋市本中山4-5-1-402
申立人 奈良 信明
本籍北海道江別市あけぼの町3番地、最後の住所樺太以下不詳
不在者 奈良 勝代
昭和19年1月27日生
届出期間満了日 令和7年7月27日

東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第67号

本籍北海道積丹郡積丹町大字来岸町14番地、最後の住所北海道積丹郡積丹町大字神岬町32番地
不在者 新谷正太郎
大正10年8月15日生
令和7年3月26日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所小樽支部裁判所書記官

令和6年(家)第554号

本籍千葉県八千代市勝田台3丁目29番地3、最後の住所千葉県千葉市花見川区轟橋町1109番地 三社神社内
不在者 矢野千恵美
昭和47年1月6日生
令和7年3月26日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第423号

本籍千葉県船橋市小室町2484番地、最後の住所千葉県船橋市習志野台4丁目3番1号 K フラット205号
不在者 浅香 誠
昭和46年3月8日生
令和7年3月26日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年(家)第3379号

本籍東京都大田区池上3丁目43番地、最後の住所東京都杉並区下井草1丁目23番7号 清水コ一ボ302
不在者 塩路 雅樹
昭和41年12月30日生
令和7年3月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1465号

本籍東京都大田区東糀谷1丁目10番、最後の住所東京都町田市玉川学園7丁目8番1号 第1古賀ビル3F
不在者 宮崎 保治
昭和23年10月18日生
令和7年3月28日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第302号

本籍福島県喜多方市高郷町大田賀字田中209番地、最後の住所川崎市本町2丁目8番地7
不在者 遠藤こと江
昭和24年5月23日生
令和7年3月27日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年（家）第217号 本籍静岡県榛原郡吉田町住吉2946番地、最後の住所静岡県榛原郡吉田町住吉2946番地 不在者 高橋 豊 昭和17年9月18日生 令和7年3月27日失踪宣告審判確定 静岡家庭裁判所島田出張所裁判所書記官
除 権 決 定
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。
令和6年（へ）第1号 山口県宇部市大字船木700番地1 申立人 半田 文江 権利の届出の終期 令和7年2月28日 令和7年3月24日 下関簡易裁判所 (別紙) 目録 (1)土地 下関市菊川町大字西中山字戸谷10120番1 山林 76327平方メートル (2)登記年月日番号 山口地方法務局下関支局昭和27年6月19日受付第210号 (3)登記した権利の内容 登記の目的 地上権設定 原因 昭和27年2月18日設定 目的 竹木所有 存続期間 昭和32年2月末日まで 地代 無償 地上権者 岩国市大字室木2600番地 白川 尚志
破産手続開始
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年（フ）第97号 佐賀県鳥栖市蔵上町665番地6 債務者 株式会社REGALO HOMES 代表者代表清算人 古賀 末子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 名和田陽子

4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和7年7月17日午後2時30分 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年（フ）第537号 鹿児島市鴨池新町14番9号 債務者 株式会社ライドオートサービス 代表者代表取締役 知識 桂太 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内山 和哉 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年（フ）第157号 千葉市中央区富士見2丁目16番19号2階 債務者 株式会社T-LAB 代表者代表取締役 北脇 康佑 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐久間貴幸 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時20分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（フ）第306号 千葉県市川市南行徳1-1-1-208 債務者 Grail JAPAN株式会社 代表者代表取締役 大塚 宏二 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（フ）第307号 千葉県市川市南行徳1丁目1番1号 債務者 有限会社スマイルシティーホーム 代表者代表取締役 大塚 宏二 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（フ）第308号 千葉県市川市南行徳1-1-1 債務者 株式会社アドレス 代表者代表取締役 大塚 宏二 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（フ）第1980号 東京都狛江市岩戸南4-3-5、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区笹塚1丁目28番7号 債務者 有限会社和樂コーポレーション 代表者代表取締役 指澤 信彦 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲田さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第1981号 東京都狛江市岩戸南4-3-5、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区笹塚1丁目28番7号 第1アエビル101 債務者 株式会社エスボ 代表者代表取締役 指澤 信彦 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲田さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第2009号 東京都江戸川区東小岩5丁目15番7号 債務者 株式会社エムハーツ 代表者代表取締役 松下 浩司 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田ひとみ 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後3時 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年（フ）第1968号 東京都港区南青山1丁目15番32号 南青山レジデンス301 債務者 株式会社エリアフォー 代表者代表取締役 山岸 孝司 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 誠司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2011号 東京都足立区千住河原町38番7-804号 債務者 株式会社g a i n 代表者代表取締役 杉田 昌穂 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新谷 泰真 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2083号 東京都国立市東1丁目14番地の2 グランフォルム国立205 債務者 結株式会社 代表者代表取締役 武澤 俊夫 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 淳一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2014号 東京都北区赤羽2丁目30番5号 債務者 合同会社岩淵恒産 代表者代表社員 小川原 稔 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 陵 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 育子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2037号 東京都千代田区外神田3丁目8番9号 昌徳ビル7F 債務者 株式会社ゲートアジアエンタテインメント 代表者代表取締役 本間 和彦 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 育子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 淳一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2017号 東京都目黒区目黒1丁目6番13号 債務者 株式会社アルコイーリス・クリエイション 代表者代表取締役 松元 義和 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 足立 格 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田代 修規 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2080号 東京都新宿区高田馬場1丁目27番3号 ニュー竹宝ビル807 債務者 QUICK DELISH株式会社 代表者代表取締役 浅井 雅大 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田代 修規 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 康之 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2018号 東京都目黒区目黒1丁目6番13号 1階 債務者 株式会社アルコ&FOOD 代表者代表取締役 松元 義和 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 足立 格 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩井 完 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2082号 東京都江東区潮見2丁目7番9号 債務者 株式会社r a d i s h 代表者代表取締役 石塚 由紀 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢部 陽一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢部 陽一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2157号 東京都台東区竜泉3丁目44番6号 債務者 株式会社イルモンド 代表者代表取締役 田中 元人 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野塙 格 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢部 陽一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2166号 東京都世田谷区代田5丁目28番7-202号 債務者 株式会社J O I N 代表者代表取締役 加藤 博文 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金川 征司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須崎 利泰 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2264号	東京都葛飾区堀切5丁目16番4号 債務者 株式会社葛飾近藤創建 代表者代表取締役 近藤 大輔
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 太一	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時	6 東京地方裁判所民事第20部
	令和7年(フ)第2273号
東京都足立区一ツ家3丁目26番11号 債務者 株式会社シンサン 代表者代表取締役 野尻 里美	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 佐々木龍馬
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午後1時30分
	6 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2276号	東京都新宿区中落合1丁目11番8号 グリーンハイム301号 債務者 株式会社エヌ・ジェイ・ピー 代表者代表取締役 末富 芳夫
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大和田 準	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時30分	6 東京地方裁判所民事第20部
	令和7年(フ)第2302号
東京都渋谷区富ヶ谷1丁目18番8号 債務者 株式会社アート・ベンチャー・オフィスショウ 代表者代表取締役 佐藤 一誠	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 高畠 希之
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後3時
	6 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2363号	東京都新宿区西新宿3丁目9番2号 債務者 株式会社ハピエス 代表者代表取締役 上田 喬志
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中山慎太郎	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時	6 東京地方裁判所民事第20部
	令和7年(フ)第104号
青森県むつ市海老川町5番3号 債務者 有限会社ファミリーマートさとう 代表者代表取締役 佐藤 治	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 石岡 隆司
4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時
	6 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第11号	青森地方裁判所民事部破産係
山形県鶴岡市長沼字宮前32番地 債務者 有限会社大久保電気工事店 代表者代表取締役 大久保秀晴	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 犬塚 晴夫
4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
	6 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第548号	山形地方裁判所鶴岡支部
名古屋市西区山木1丁目138番地 債務者 株式会社グラスワーカス 代表者代表取締役 鶴田 武志	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 北村 晴男
3 破産管財人 弁護士 高畠 希之	4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後3時	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後3時
	6 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2165号	東京都世田谷区上祖師谷4丁目2-2-106、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区麹町2丁目10番3号 債務者 株式会社ユニパックス 代表者代表取締役 種田光一朗
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 主文 傾向について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 衛藤 佳樹
3 破産管財人 弁護士 鈴木 学	4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後2時
	6 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第76号	兵庫県尼崎市椎堂1丁目11番5-109号 債務者 有限会社嘉月堂 代表者取締役 北村 勝
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時	2 主文 傾向について破産手続を開始する。
2 主文 傾向について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 佐々木陽子
3 破産管財人 弁護士 佐々木陽子	4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで
4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時
	6 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第188号	神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 特別代理人 片桐千香子
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時	2 主文 傾向について破産手続を開始する。
2 主文 傾向について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 大森 淳
3 破産管財人 弁護士 大森 淳	4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時
	6 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第189号	(最後の住所) 神奈川県秦野市横野90番地 債務者 亡川口与士夫相続財産
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時	2 主文 傾向について破産手続を開始する。
2 主文 傾向について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 大森 淳
3 破産管財人 弁護士 大森 淳	4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時
	6 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第213号
栃木県宇都宮市築瀬町1379番地13
債務者 有限会社有備
代表者 代表取締役 橋本 全市
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菊池 昭吾
4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時40分
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第125号
新潟県新発田市上今泉甲22番地1
債務者 有限会社正和
代表者 代表取締役 高橋 卓也
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前8時40分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石井 正人
4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第120号
宮崎市学園木花台北1丁目6番地14
債務者 有限会社オアシクリエイト
代表者 取締役 坂元洋二郎
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松岡 孝浩
4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
5 一般調査期間 令和7年6月19日から令和7年6月26日まで
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第1937号
東京都杉並区高円寺南5丁目23-23-102
債務者 福島 靖晃
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 白井陽一郎
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1994号
神奈川県川崎市川崎区鋼管通2丁目1-6
債務者 賀川 千陽
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森田 和雅
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1956号
東京都西東京市栄町2丁目9-29-107
債務者 山本 彰
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡邊 倫子
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1997号
東京都世田谷区太子堂5丁目17-9 アーバンリゾート三軒茶屋パート4 412
債務者 加藤奈緒美
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森山 航洋
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1998号
東京都江戸川区西瑞江4丁目5-1 1-201
債務者 上山 隆春
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 克哉
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1962号
東京都武蔵野市吉祥寺南町4丁目8-10-102
債務者 宮澤 良彰
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 浜田 慶孝
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2075号 東京都江戸川区春江町2丁目39-22-302 債務者 神田 好則 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五十嵐孝明 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 浩司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2091号 東京都大田区大森東3丁目1-28 リプロン大森Ⅲ 401 債務者 掛川 重男 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 雄一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大樹 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2130号 東京都江東区北砂4丁目35-12-703 債務者 佐藤 和也 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎 雄一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 一瀬 太一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2137号 東京都台東区台東3丁目19-7-802 債務者 秋山 有希 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江橋 俊祐 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小寺 悠介 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2271号 東京都足立区六町4丁目3-6-502 債務者 横山 高行 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小寺 悠介 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2056号 東京都日野市豊田1丁目24-5-201 債務者 永尾 勝彦 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。			

令和7年(フ)第2070号	東京都中央区銀座2丁目14-15-905 債務者 岡山 順杜 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 賢治 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2071号	東京都世田谷区上北沢4丁目15-4 ラピス上北沢1 102 債務者 関根 秀和 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 章浩 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2072号	東京都足立区今川4丁目17-8-202 債務者 川森多恵子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 雅大 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2073号	東京都杉並区西綾瀬4丁目7-7 第二山野ハイツ202 債務者 石毛 寿茂 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雲居 寛隆 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2089号	東京都江戸川区篠崎町2丁目44-8-105 債務者 柴田 和興 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大空 裕康 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2132号	東京都板橋区成増5丁目11-29-201 債務者 湯本 竜介 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金川 裕紀 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2133号	東京都足立区西綾瀬4丁目7-7 第二山野ハイツ202 債務者 石毛 寿茂 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雲居 寛隆 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2136号	東京都江戸川区篠崎町2丁目44-8-105 債務者 柴田 和興 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大空 裕康 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2139号	東京都足立区花畑7丁目17-4-101 債務者 中村 泰明 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江藤 里恵 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
令和7年(フ)第2140号	東京都足立区梅島2丁目36-6-203 債務者 亀谷 豪 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 陽平 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2145号	東京都新宿区中落合2丁目12-7-101 債務者 中谷 吉就 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 正亮 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2149号	東京都大田区新蒲田1丁目20-6-607 債務者 泉 良祐 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 一毅 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2150号	東京都豊島区池袋2丁目56-1-703 債務者 富家 美晴 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1583号	東京都豊島区長崎4丁目23-1 アトリエ村 債務者 島村 隆之 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島村 和也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第480号 東京都八王子市長房町588番地長房アパート西29-603 債務者 高野 恵理 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今浦 啓 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2065号 東京都江戸川区南篠崎町5丁目6-10-507 債務者 田中 達也 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 李 春熙 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2128号 東京都品川区大井4丁目24-19-601 債務者 村上 大樹 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 太朗 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 太朗 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2297号 東京都江戸川区南小岩2丁目14-6 債務者 藪田 俊子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高松 和彦 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第511号 東京都府中市日新町3丁目22番地BOUGAKUMANOSHON A203 債務者 秋山 尚彦 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三木 昭子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2068号 東京都江戸川区東葛西6丁目5-15-901 債務者 稲崎 浩二 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松村 元裕 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2138号 東京都板橋区成増4丁目31-2-202 債務者 岡田 悠河 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 寛 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2298号 東京都江戸川区南小岩2丁目14-6 債務者 藪田 裕二 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高松 和彦 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1993号 東京都江戸川区本一色1丁目33-18 フローレンスⅠ 201 債務者 森田 雄貴 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田竜太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2071号 東京都世田谷区上北沢1丁目26-15 債務者 山本 恭平 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 大樹 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2203号 東京都足立区西伊興3丁目10-18 債務者 長谷川寿彦 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山川 幸生 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2040号 東京都台東区浅草5丁目46-9 債務者 鶴田 直之 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 留美 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2064号 東京都八王子市元本郷町4丁目5-3-301 債務者 小俣 望美(旧姓鈴木) 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三澤 智 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	3 破産管財人 弁護士 渡邊 迅	令和7年(フ)第2074号 東京都板橋区高島平8丁目22-10-105 債務者 星野 喜昭 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 迅	6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2278号 東京都墨田区立花5丁目46-2-207 債務者 田中 一弘	6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(フ)第2052号
東京都世田谷区弦巻2丁目40-2-206
債務者 河野ジュリアン直樹こと 河野 ジュ
リヤン直樹
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本多 基記
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2077号
東京都品川区西大井3丁目10-9-101
債務者 藤田 麻弥
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 榎本 晃太
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2129号
東京都墨田区下目黒5丁目16-6
債務者 新野 義弥
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 荒内 智美
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2131号
東京都大田区仲六郷2丁目34-5 第一峯松
荘205
債務者 重田 新
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中山 祐孝
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2146号
東京都練馬区小竹町1丁目24-5 SOLE
ADO 1 103
債務者 乾 佳菜
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上村 康之
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2148号
東京都足立区保木間4丁目13-15-205
債務者 河内 聰美
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福原 竜一
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2200号
東京都江東区南砂6丁目4-6-309
債務者 小倉玲於奈
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小幡 歩
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2201号
東京都練馬区旭町3丁目28-2-205
債務者 沢里 香苗
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鬼島 佑太
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第176号
神戸市長田区西丸山町2丁目7番10号
債務者 田口 好樹
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大島 智子
4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時15分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第412号
千葉市若葉区東寺山町1062番地7 サニーキャッスルB102号
債務者 竹渕 龍也
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐賀 紘人
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第79号
千葉県成田市大袋654番地28 (ポンボニエール103号室)
債務者 島田 新一
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 剛史
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第431号
千葉市中央区祐光1丁目4番18号 グリーンハイツ105号
債務者 森 千宏
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 達矢
4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第13号
和歌山県東牟婁郡串本町田原3番地
債務者 峯本 美鈴
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(フ)第15号
和歌山県田辺市天神崎13番24号 坂本ハイツ5号
債務者 阿部 和香
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(フ)第404号
名古屋市港区七反野2丁目1104番地 テンブルサイドBAN II 201号
債務者 服部 稔
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第459号
愛知県愛西市勝幡町新町17番地、従前の住所
東京都墨田区黒本町3丁目13番2-404号
レクセル目黒
債務者 江口 真代
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第462号	名古屋市昭和区川原通6丁目7番地 オスマンサスフラグランス302号 債務者 中尾 孝幸 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第468号	愛知県海部郡大治町大字砂子字中割3番地 サングレースパイン103号 債務者 國分真奈美 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第497号	愛知県小牧市小牧原2丁目407番地 ラベンダーⅡG棟101号 債務者 濱田 澄恵 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第19号	三重県度会郡南伊勢町相賀浦331番地 債務者 河口さぎり 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ)第402号	さいたま市浦和区上木崎4丁目3番10号 グレースコートD棟102号室 債務者 東 洋介 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第442号	埼玉県川口市南町1丁目13番20-103号 債務者 今村羽留奈 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第456号	さいたま市緑区大字三室1149番地10 債務者 代田 正美 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第463号	埼玉県和光市本町29番1号 本橋荘202 債務者 関田 七瀬 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第148号	埼玉県川越市大字寺山45番地1 (ブリーズB104) 債務者 吉野 美優 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第77号	さいたま市北区吉野町1丁目3番地3 破産者 小林 和義 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年6月9日午前11時30分 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第5864号	大阪府豊中市蛍池南町3丁目4番25号 破産者 株式会社味萬 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年7月10日午後1時30分 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5865号	兵庫県尼崎市瓦宮1丁目14番12号、開始決定 兵庫県尼崎市若王寺3丁目17番3号 破産者 渕崎 浩二 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年7月10日午後1時30分 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和3年(フ)第200号	京都市北区西賀茂今原町5番地の5 破産者 小泉 明彦 1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 2 一般調査期日 令和7年7月9日午後3時 令和7年4月10日 京都地方裁判所第5民事部破産係
破産債権の届出期間及び一般調査期日	
令和6年(フ)第147号	宮崎市橋通東5丁目1番19号 リーメゾン102号、前住所宮崎市橋通東1丁目4番11号 アーバンキット805号 破産者 荒木 修平 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後1時30分 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5244号	大阪市西区土佐堀3丁目3番2-704号 破産者 宮本 康平 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後1時30分 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部

債権者集会招集

令和6年(フ)第195号

広島市南区宇品神田3丁目10番14—105号
破産者 河崎工務店こと 河崎 孝憲

- 1 期日 令和7年5月28日午後4時
- 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年4月9日

広島地方裁判所民事第4部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第116号

宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16013番地11
破産者 桐原 正樹

異議申述期間 令和7年5月22日まで

令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第268号

熊本県宇土市古城町344—9、住民票上の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1571番地6
破産者 緒方慎太郎

異議申述期間 令和7年5月22日まで

令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第370号

宮崎市田代町179番地1 エラン宮崎II番館302号
破産者 小林 知子

異議申述期間 令和7年5月22日まで

令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第528号

宮崎市江平中町3番地16 東海第一ビル102号、開始決定時の住所宮崎市大塚台西1丁目39番地1 県営住宅111棟14号
破産者 和田 晃一

異議申述期間 令和7年5月22日まで

令和7年4月10日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第418号

千葉県佐倉市上志津原107番地2
破産者 尾上 哲

異議申述期間 令和7年6月2日まで

令和7年4月8日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第72号

千葉県市原市五井2502番地 千代コーポ202
破産者 兼森 幸宏

異議申述期間 令和7年6月3日まで
令和7年4月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第5396号

大阪府東大阪市御厨1丁目2番8—102号
破産者 松本 伸一

異議申述期間 令和7年6月4日まで
令和7年4月9日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見
申述期間

令和6年(フ)第8660号

東京都日野市三沢4丁目21—6

破産者 本多 昭

免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
令和7年4月9日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手
続開始

令和7年(再イ)第47号

北海道恵庭市桜町3丁目8番5号

再生債務者 藤野 達也

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第16号

栃木県宇都宮市鶴田町2158番地5

再生債務者 小瀧 大介

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月22日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第9号

栃木県那須郡那須町大字豊原乙1番地1689

再生債務者 小野沢 滋

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月22日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第31号

千葉市稻毛区長沼原町317番地1 ヴィル
フォーレ稻毛6番館903号

再生債務者 杉本幸一郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月21日まで

令和7年(再イ)第10号

静岡市清水区広瀬810番地の22

再生債務者 村田 史乃(旧姓小川)

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月21日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第83号

兵庫県西宮市東鳴尾町1丁目7番12—217号

(前住所)兵庫県西宮市高須町1丁目4番3—308号

再生債務者 釘本 健一

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月21日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第10号

栃木県那須塩原市若草町118番地830

再生債務者 潧口 亜希

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月23日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第16号

神奈川県厚木市戸田2321番地1 ハイツルミ

エール107

再生債務者 木山 康之

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第2号 鳥取県米子市下郷410番地 再生債務者 秋里 武信 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで 鳥取地方裁判所米子支部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第63号 東京都新宿区西新宿4-29-4-303 再生債務者 小池 理恵 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第3号 愛媛県松山市土居田町223番地2 再生債務者 森本 伸也 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第39号 東京都足立区伊興4-11-1-101 再生債務者 武田 拓也 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第67号 東京都新宿区西新宿4-14-7-807 再生債務者 小田 早人 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第14号 栃木県宇都宮市築瀬町868番地3 メゾンミリエーム206号 再生債務者 大塚たつえ（旧姓佐藤） 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月29日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第44号 東京都葛飾区東水元5-42-3 再生債務者 田中 韶 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第69号 東京都中野区新井1-27-4 根岸荘1 再生債務者 田邊 圭介 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年（再イ）第569号 東京都世田谷区玉川田園調布2-9-3-201 再生債務者 辛川 翔太 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第49号 東京都町田市金井1-14-3 再生債務者 後藤 康介 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第75号 東京都目黒区平町2-23-20 たすきCRA S S O都立大学B棟201 再生債務者 中田 ゆき 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年（再口）第10031号 東京都中央区新川2-21-15-901 再生債務者 森山 敦子	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第62号 東京都新宿区西新宿4-29-4-303 再生債務者 小池 晃久 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第94号 東京都板橋区宮本町62-5-202 再生債務者 竹内 大友 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
			3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第113号 東京都豊島区西池袋5-26-23 再生債務者 小松 聰 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年5月26日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 新潟地方裁判所鶴ヶ崎支部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第114号 東京都杉並区清水2-16-21-211 再生債務者 齋藤 奨 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第22号 川崎市幸区古市場1786番地 県営サンハイツ古市場 1-405 再生債務者 高橋 真美 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月4日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月26日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（再イ）第11号 静岡県浜松市浜名区西美薗312番地の1 レオパレスVITA206 再生債務者 國吉真紀生 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年5月26日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（再イ）第12号 静岡県浜松市中央区初生町463番地の16 再生債務者 藤原 丈	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年(再イ)第2号 栃木県宇都宮市瑞穂2丁目19番地13 再生債務者 本間菜穂美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月8日 宇都宮地方裁判所第1民事部 令和6年(再イ)第190号 埼玉県川口市大字安行藤八70番地の10 再生債務者 飯島 凌平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第68号 埼玉県越谷市大字大房918番地1 803 再生債務者 渡邊 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和6年(再イ)第83号 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸4丁目16番6号 再生債務者 尾關 晃充 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和6年(再イ)第36号 千葉県印西市西の原4丁目5番地34 再生債務者 奥 隆司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月8日 千葉地方裁判所佐倉支部 令和6年(再イ)第43号 茨城県久慈郡大子町大字町付2045番地3 再生債務者 佐藤 喜一	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月10日 水戸地方裁判所 令和6年(再イ)第53号 相模原市南区相模大野8丁目11番30号 Luce di felicità 102 再生債務者 小曾根有紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月10日 横浜地方裁判所相模原支部 令和6年(再イ)第4号 山梨県都留市小野1310番地 市営権現原団地 3-404 再生債務者 石川 勝也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月9日 甲府地方裁判所都留支部再生係 令和6年(再イ)第5号 山梨県富士吉田市富士見7丁目6番23号 再生債務者 野木 美里 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月9日 甲府地方裁判所都留支部再生係 令和6年(再イ)第7号 山梨県南都留郡忍野村忍草3162番地16 再生債務者 藤井 光 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月9日 甲府地方裁判所都留支部再生係 令和6年(再イ)第15号 岐阜県中津川市千旦林1564番地の79 再生債務者 結城 幸治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 長野地方裁判所松本支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月10日 岐阜地方裁判所多治見支部 令和6年(再イ)第89号 静岡市駿河区中田1丁目4番24-202号 再生債務者 下村 恭平 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月10日 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第9号 静岡市葵区西千代田町18番8号 西千代田伸和ハイツ303 再生債務者 赤松 良亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月10日 静岡地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第55号 佐賀県鳥栖市本鳥栖町569番地1 エアリーhaus204 再生債務者 権藤 清 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月10日 静岡地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第21号 長野県木曽郡上松町大字荻原2921番地の10 再生債務者 越 雄児 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 長野地方裁判所松本支部
-----------------------------	---	--	--

令和7年（再イ）第12号 大阪市淀川区十三東1丁目10番22—503号 再生債務者 太田 翔子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第102号 埼玉県日高市大字下高萩新田31番地19 再生債務者 本間 一也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年（再イ）第12号 北海道岩見沢市4条東17丁目89番地 再生債務者 荒木 徹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月9日 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和6年（再イ）第399号 大阪市港区田中1丁目12番6号 再生債務者 ハマサキパーキングこと 濱崎真 由美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第47号 大阪府豊中市寺内2丁目2番13—502号 再生債務者 黒木 佑亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第119号 埼玉県川越市大字小中居252番地8 再生債務者 櫻井 進也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年（再イ）第50号 堺市堺区宿屋町東3丁2番16—1号 再生債務者 豊喜堂こと 田原 豊 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年（再イ）第80号 兵庫県西宮市上ヶ原九番町2番113—106号 (前住所) 兵庫県宝塚市仁川高丸3丁目9番 26号 再生債務者 松本 義広 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和6年（再イ）第219号 札幌市手稲区稻穂5条7丁目2番11号 再生債務者 清水 高広 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第48号 静岡県富士宮市西町25番4号 再生債務者 寺田 智 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和6年（再イ）第51号 堺市堺区宿屋町東3丁2番16—1号 再生債務者 田原 弘余 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年（再イ）第118号 岡山市北区高柳西町7番55号 プレジデント 高柳203号 再生債務者 八田 将希 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年（再イ）第225号 札幌市東区北39条東3丁目1番17—401号 再生債務者 丹羽 研吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第1号 静岡県富士市五貫島554番地 コーポラス落 合205号 再生債務者 菅野 洋晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和6年（再イ）第126号 堺市北区南花田町69番地9 再生債務者 谷 仁志 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年（再イ）第37号 長崎県長崎市矢上町28番40号 再生債務者 本田孝太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和6年（再イ）第18号 北海道小樽市入船4丁目20番2号 再生債務者 堂端 史人 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第407号 大阪市平野区喜連東1丁目4番26号 再生債務者 横埜 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月9日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第7号 京都市右京区西院月双町111番地 マンハイ ム五条1107 再生債務者 杉野有佳里 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月10日 京都地方裁判所第5民事部再生係	

令和6年(再イ)第66号 鹿児島市下荒田1丁目44番10-903号 再生債務者 桑原 莉世 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和6年(再イ)第46号 岡山県倉敷市連島町連島1174番地155 再生債務者 仙波萬里こと 宋 玉順 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和6年(再イ)第35号 長崎県長崎市磯道町334番地2 再生債務者 小山 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和6年(再イ)第68号 広島県東広島市西条町御園字7206番地7サニーパレス渡邊204号 再生債務者 三宅 浩司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月9日 広島地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第20号 鹿児島県姶良市東餅田1229番地10 再生債務者 中脇 孝史	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月9日 鹿児島地方裁判所加治木支部 令和6年(再イ)第30号 広島県福山市千田町3丁目36番5号 202 再生債務者 岡崎 春美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日まで 令和7年4月10日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和6年(再イ)第21号 鹿児島県霧島市隼人町神宮5丁目10番28号 再生債務者 板野 良樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月9日 鹿児島地方裁判所加治木支部 小規模個人再生による再生計画取消 令和4年(再イ)第28号 新潟県長岡市平島3-89 エクセレントハイム 106号室 再生債務者 桑原 託 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和5年5月23日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。 令和7年4月9日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 小規模個人再生による再生手続廃止 令和6年(再イ)第103号 埼玉県川口市芝下3丁目26番3号 再生債務者 山下 智 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所第3民事部 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年(再ロ)第2号 北九州市門司区大字伊川683番地3 再生債務者 佐藤 妙子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(再ロ)第1号 岐阜県本巣郡北方町高屋条里2丁目80番地の1 再生債務者 田中 雄大 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで 岐阜地方裁判所 令和7年(再ロ)第10010号 東京都多摩市百草1136-6 グリーンガーデン多摩Ⅱ 102 再生債務者 千葉 貴之 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(再ロ)第3号 京都府綾喜郡井手町大字井手小字野神52番地の1 再生債務者 古川ゑつみ 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月26日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係
--	---	---

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九千九百九十二万七千六百五十三円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年八月二十三日
掲載頁 七十一頁(号外第一九七号)
令和七年四月十八日

東京都中央区日本橋兜町五番一号
代表取締役 中村 仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万六百九十二円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月四日
掲載頁 二十七頁

東京都新宿区北新宿一丁目四番一号アルマビル
あまた株式会社
代表取締役 高橋 宏典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九十二万五千円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

す。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月三十日
掲載頁 一一六頁(号外第七十二号)
令和七年四月十八日

島根県松江市矢田町二五〇番地一六七

株式会社ミライエ
代表取締役 島田 義久

準備金の額の減少公告

当会社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

静岡市葵区新聞一〇八九番地七四〇

株式会社グランベース
代表取締役 松下 祐一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を壹億四千五百百參拾参萬六千七百八拾六円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月二十三日
掲載頁 七十九頁(号外第十三号)

愛知県愛西市町方町五軒家東六三番地二
サンワケミカルホールディングス株式会社
代表取締役 鳥居 省吾

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を參千參百壱拾貳萬六千五百貳拾壹円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月四日
掲載頁 二十七頁

東京都新宿区北新宿一丁目四番一号アルマビル
あまた株式会社
代表取締役 高橋 宏典

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億一千二百五十万円、資本準備金の額を金一億一千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年一月二十三日
掲載頁 七十九頁(号外第十三号)

東京都港区芝大門一丁目一五番一〇号芝大門吉賀ビル二F
株式会社いしまる
代表取締役 石丸 真平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億一千二百五十万円、資本準備金の額を金一億一千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三日
掲載頁 六十六頁(号外第七十六号)

愛知県豊橋市石巻西川町字大原一二番地
株式会社タンネパートナー
代表取締役 西島 豊

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千九百八十六万一千二百五十二円、資本準備金の額を四億二千五百八十五万三千六百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月三日
掲載頁 六十六頁(号外第七十六号)

愛知県豊橋市石巻西川町字大原一二番地
株式会社西島
代表取締役 西島 博之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月十八日
北海道札幌市北区北七条西四丁目トーカン札幌第一キヤステール六〇七

株式会社かんごぶらす

代表取締役 中田 亜由美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十八日
宮城県登米市迫町佐沼字天神前六九仙北石油株式会社
代表取締役 吉成 敬人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十八日
向島運送株式会社
代表取締役 佐藤 悅

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年四月十八日
東京都墨田区堤通二丁目一二番二号
東京建物株式会社
代表取締役 遠藤 淳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十八日
株式会社新協和
代表取締役 遠藤 淳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十八日
東京都中野区東中野四丁目二〇番二二号
東京建物株式会社
代表取締役 遠藤 淳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十八日
東京都江戸川区江戸川五丁目四一番地四
株式会社すなば運輸
代表取締役 中里 康夫

